

RC-03 「岩手県災害派遣福祉チームについて」

研究代表者：社会福祉学部 准教授 都築光一
 研究メンバー：狩野徹（社会福祉学部）、畠山泰彦（岩手県社会福祉協議会）

<要旨>

本研究では、東日本大震災における岩手県内の社会福祉関係機能団体の被災地支援活動の実績をもとに、災害時における社会福祉関係専門職による、災害派遣福祉チームの設置のあり方、活動内容とマニュアルの作成に向けた研究とその内容のとりまとめを行うことを目的としている。方法としては、岩手県社会福祉協議会内部に、岩手県内の福祉専門職の十団体の代表者と岩手県及び岩手県立大学のメンバーによって構成される検討チームを設置し、具体的な活動内容等の事例を検討しつつブレインストーミングによって進めた。その結果マニュアルを作成し、県社協を通じて、県に報告し、具体的な設置に向けた検討作業が行われることとなった。またこれら一連の活動が評価され、岩手県社会福祉関係機能団体が厚生労働大臣から感謝状が贈呈された。

1 研究の概要（背景・目的等）

東日本大震災の被災地域における被災者の中で、福祉サービス利用者に対する支援が不十分だった実情に対し、県内の福祉専門職による組織的活動が展開された。これはこれまでわが国では実施されてこなかった取り組みであった。一定の成果が認められ、今後こうした組織的支援活動の必要性が確認されたことにより、活動に参加した十団体が知事あて要望書を提出し、県がこれを積極的に受けたことから、岩手県社会福祉協議会を中心に災害派遣福祉チーム設置に向けた検討を行い、活動マニュアルの作成を行うこととなった。

2 研究の内容（方法・経過等）

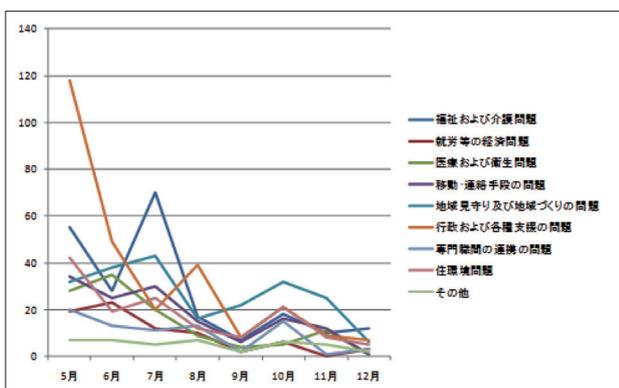
岩手県社会福祉協議会内部に、岩手県内の福祉専門職の十団体の代表者と岩手県及び岩手県立大学のメンバーによって構成される検討チームを設置し、具体的な活動内容等の事例を検討しつつブレインストーミングによって進めた。

3 これまで得られた研究の成果

本研究においては、①災害派遣として職能団体から派遣された専門職の活動の記録 ②災害派遣福祉チームの必要性の検証 ③災害派遣福祉チームの担うべき主要な活動内容 ④災害派遣福祉チーム活動マニュアルの作成 ⑤災害派遣福祉チーム設置のための課題等に区分される。

1) 災害派遣福祉チームの記録によるニーズ内訳

2011年5月より、被災地における福祉サービス利用



資料：日本社会福祉系学会連合「活動研究報告書」2012年3月

図1 災害派遣福祉チームによる月別ニーズ内訳

者（要介護高齢者や障害者等）への支援活動を行った県内福祉専門職による活動内容から、以下のようにニーズの内訳を整理した。

2) 災害派遣福祉チームの必要性の確認

被災地は少子高齢社会の進んだ地域が多く、要介護高齢者や障害者が少なくない。災害派遣医療チームは、医療機関へ搬送すべき救急患者や人工透析患者を優先しなければならないため、生命の危急の緊急度の低い障害者等は後からの対応となることから、福祉分野からの支援の必要性が高いことが、実態から確認された。

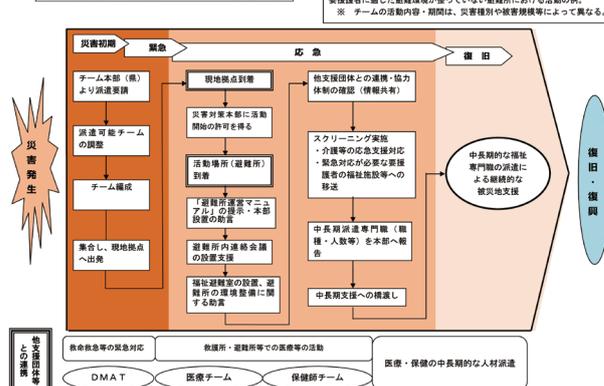
また震災によって、福祉施設や居宅・通所のサービス機関およびスタッフが被災しており、福祉サービスの人的社会的資源が極めて不足している状況があり、様々な支援が必要となっている。

災害派遣福祉チームは、災害の発災時～一週間程度、発災から一週間～仮設住宅入居時まで、仮設住宅入居時以降の少なくとも三つのステージを考慮して対応のあり方を組み立てられる必要があると思われる。

3) 災害派遣福祉チームの担うべき主要な活動内容

- ・災害の発災時～一週間程度
この時期の主要な支援活動の事項は、被災者が安心して生活できる環境の確保と移動支援（搬送）と思われた。
- ・発災から一週間～仮設住宅入居時まで
この時期は人的社会的資源が被災したことによる脆弱な供給体制を補完する機能を果たす活動や見守り・訪問活動による相談業務とサービスへの繋ぎが

災害派遣福祉チーム活動のイメージ（フロー図）



主要な活動となる。

- ・仮設住宅入居時以降

この時期になると各地域の実情に応じた地域システムが構築されているので、そのシステムを前提とした関連領域との連携による生活支援システムが必要と思われた。

4) 災害派遣福祉チーム活動マニュアルの作成

(案)

※「災害派遣福祉チーム」要支援者スクリーニングについて

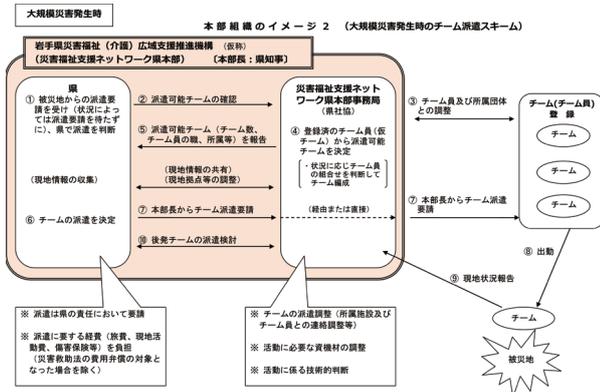
【目的】
避難所等に避難した被災者等を緊急性及び優先度を考慮してスクリーニングし、必要に応じて介護等の応急支援対応を行うとともに、適切な福祉サービスや支援活動につなげる。

【判定について】

区 分	対 応 等
カテゴリ-4 【 搬 送 ・ 移 送 】 (※連絡体制を要確認)	○ 緊急度が一番高い。一般避難所にいることが困難な状態で、適切な処置や支援対応が可能な施設への搬送等が必要。 ① 医療搬 (DMAT・日赤チーム等) へ連絡 ⇒ 医療施設への搬送 ② 地域包括支援センター及び市町村担当課へ連絡 ⇒ 福祉施設、福祉避難所への移送 ③ 保健師へ連絡 ⇒ 保健師によるアセスメントを要し、場合によっては適切な機関に移送が必要
カテゴリ-3 【 別 室 確 保 】	○ 緊急度は高いが、福祉的支援が必要な状態。一般避難者と同居が難しいため、別室の確保が必要。 ○ 介護や見守りなどの特別な配慮が必要。
カテゴリ-2 【 要 観 察 】	○ 別室確保の必要はないが、本人の状態や避難状態に対して観察が必要な状態。 ○ 観察、定期的なアセスメントを行い、場合によってはカテゴリ-4、3の対応が必要。
カテゴリ-1 【 見 守 り 観 察 】	○ 現状では、要観察または支援の必要がない一般避難者。

※ 判定に当たっては、標準化された手法により、同一の項目についてアセスメントを実施。同一基準で統一した判定をすることにより、チーム員による判定結果に相違が生じないように留意する (ただし、状況によっては、判定結果と異なる措置の対応はあり得るもの)。

(案)



5) 災害派遣福祉チーム設置のための課題等

- ・中長期にわたる支援のあり方の整理
- ・講習プログラムの検討
- ・システム構築の課題の整理と対応
- ・本部機能と拠点機能
- ・その他

6) 検討状況の中間報告



2012年11月17日「災害派遣福祉チームについて」日本地域福祉学会東北部会第五回研究大会第二分科会：エスポワールいわて

災害派遣福祉チームの必要性



2013年1月26日「災害派遣福祉チームの必要性」日本社会福祉系学会連合震災対応委員会特別シンポジウム：宮城学院女子大学

4 今後の具体的な展開

今回の研究・検討の成果にもとづき、第一にマニュアルの点検と何らかの方法で検証することが求められている。これはマニュアルが机上のものではなく、実際の災害時において確実な結果をあげることが出来るようになっていなければならないところから、マニュアルで定めた事項一つひとつが災害時に確かな結果を取ることが出来るかどうか検証する必要があるためである。第二に、災害派遣福祉チームに参加するチームメンバー養成のため、研修プログラムの作成が求められ、実際の養成研修の実施が必要とされる。第三に、災害派遣福祉チーム設置に向けた、翌年度中の具体的なスケジュールの作成が求められる。

5 その他(参考文献・謝辞等)

去る5月31日岩手県庁で、災害派遣福祉チームに対する取り組みが評価され、具体的に検討作業を行った職能団体に、厚生労働大臣から感謝状が贈呈された。



参考文献

日本社会福祉系学会連合「研究活動報告書」平成23年度版・24年度版